

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|---|--|
| No | 37 | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税） | |
| 要望項目名 | 軽油引取税の暫定税率廃止に伴う、販売業者が所持する軽油手持品在庫に係る調整措置の実施（軽油委託販売方式の適用） | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 石油販売業者が、平成22年4月1日午前零時時点において所持する軽油在庫は、暫定税率が課されたままの在庫であるため、販売店における流通在庫について暫定税率廃止に伴う調整措置を講じる。 ・ 特例措置の内容 暫定税率廃止に伴い、軽油引取税については、4月1日午前零時時点から暫定税率と本則税率との差額分（▼17.1円/L）下落することとなる。しかしながら、特別徴収義務者から既に引取が行われている販売店の流通在庫については、旧税率が適用されてしまう。このため、「軽油委託販売方式」を適用して、販売店の在庫を特別徴収義務者の在庫とみなすことにより、当該在庫分に係る調整措置を講じる。 | |
| 関係条文 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第144条の10（軽油引取税の税率） 軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき、1万5千円とする。 ・ 地方税法附則第12条の2の5（軽油引取税の税率の特例） 平成30年3月31日まで（中略）軽油引取税の税率は、第144条の10の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、3万2千円とする。 | |
| 要望理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策目的 暫定税率廃止時における市場混乱の防止、在庫入荷手控え等が生じることのないよう、安定供給の確保を図ること。暫定税率廃止と同時に、軽油価格について、減税相当額分を値下げ販売することにより、自動車ユーザーに対して、即日、減税メリットを提供すること。 ・ 施策の必要性 何ら税制の措置を講じなかった場合は、暫定税率廃止時に、軽油の価格のばらつき等による市場の混乱、在庫入荷手控え等に伴う軽油等の在庫切れを起こす可能性がある。また、自動車ユーザーに対して、即日、減税メリットを提供することができなくなる。このため、「軽油委託販売方式」の適用が必要。 ・ 要望の措置の妥当性 税率の変更に伴う、市場の混乱防止、税制上の適正かつ公平な負担調整であるため妥当。なお、平成20年4月の軽油引取税の暫定税率失効の際も、販売店の流通在庫については、「軽油委託販売方式」を適用し、4月1日より新税率での販売を行った。 | |
| 減収見込額 | （初年度） 一百万円 （平年度） 0百万円 （単位：百万円） | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 なし ・ 融資、補助金その他 なし |
| | 22年度の要望 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ガソリン税の手持品還付について要望 ・ 融資、補助金その他 なし |
| 過去の要望経緯 | 平成20年4月の暫定税率失効時に業界が要望し、実現した。 | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | |